

労働者派遣公募型プロポーザル参加募集要領

令和7年7月1日

倉敷市長 伊東 香織

(総務部人事課取扱)

次のとおり労働者派遣公募型プロポーザルを実施するので、お知らせします。

記

1 対象となる事業概要

基本契約期間	令和7年10月1日から令和8年9月30日までの1年間 育児休業等代替派遣の場合については、当該職員の産前産後休暇・育児休業（基本契約期間が終了する前から継続しているもので、対象となる子が同一のものに限る。）終了までこの基本契約を有効に適用するものとする。
派遣先	倉敷市役所（市長事務部局・消防局・水道局・市民病院・ボートレース事業局・議会事務局・教育委員会・選挙管理委員会事務局・監査事務局・農業委員会事務局）
就業先	倉敷市役所の本庁・各支所及び各出先機関
派遣方法	市が必要に応じて依頼する人数、期間及び時間について派遣を行う。
派遣人数	別途締結する個別契約による。 【参 考】 ・令和7年4月～令和8年3月までの見込 約850人月 ・令和6年度における1日の最大派遣人数 155人 (3月3日～3月7日) ・令和7年10月1日（派遣開始時点）の派遣依頼予定人数 30～40人程度
派遣契約期間	最長・・・1年（ただし、令和7年度については6か月） 最短・・・1日
業務内容	○一般事務（電話・窓口対応、PC入力操作等） ※詳細な業務内容については、別途依頼の際に提示する。 ○各種納付書等の封入・製本等の作業（付随業務も含む。）

<p>必要とされるスキル 及び実務経験</p>	<p>○一般事務に従事する派遣労働者は、次のすべてのスキル及び実務経験を有する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 パソコンの基本的な操作（メールソフトを含む。）並びに Word 及び Excel による図表の作成を含む文書の作成及び数値の集計に関する表計算ができること。 2 電話・接客・窓口応対に対応できる基本的なビジネスマナーを習得していること。 3 民間企業・団体等において、パソコンを使用した入力・文書の作成業務（上記1のスキルを活用した業務（以下、「①業務」という。））及び電話・接客・窓口応対業務（上記2のスキルを活用した業務（以下、「②業務」という。））の実務経験が派遣開始日前3年以内において合わせて1年間以上あること。ただし、①業務及び②業務の業務経験は、それぞれについて少なくとも1か月を要する。 <p>※ 業務上特に必要なスキルについては、依頼の際に別途要望する。派遣元は当該業務の遂行に適した者を選定するよう努めること。</p> <p>※ 「実務経験」とは、正規社員・パート等、身分、勤務形態は問わない。</p> <p>※ 3の例として、①業務及び②業務とが複合した業務の経験が1年間以上ある場合や、①業務の経験が9か月、②業務の経験が3か月で合わせて1年間の場合、条件を満たすものとする。</p> <p>※ 30日以内の短期の契約に限り、1～3の条件を満たす者を選定できない場合は、派遣元は派遣先と協議することができる。</p> <p>○各種納付書等の封入・製本等の作業（付随業務も含む）に従事する派遣労働者は次のスキルを有する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種作業において、迅速かつ正確に行うことができること。
<p>その他</p>	<p>一般事務においても、30日以内の短期間の派遣契約の締結に対応できること。</p>

※比較対象労働者に係る情報については、説明会参加者に説明会の際に提供します。

2 参加資格及び提出書類について

参加者は次の項目をすべて満たしていること。

※書類の提出については、7月16日（水）から7月29日（火）までの間をお願いします。

事業所等について	<p>① 倉敷市域を統括する事業所の所在地が、倉敷市内又は倉敷市に隣接する市又は町であること。</p> <p>② 基本契約期間の開始年月日（令和7年10月1日）時点において、倉敷市内に事業所を有すること。</p>
実績等について	<p>① 令和5年4月1日から令和7年6月30日までの任意の1年間において、一般事務（電話・窓口対応、PC入力操作等）における派遣実績が合計500人月以上であること。（倉敷市域を統括する支店に限らない。）</p> <p>② 基本契約期間中において、1年度当たり最大1,000人月の派遣が可能であること。</p>
納税について	賦課されている国税・岡山県税・倉敷市税について滞納がないこと。
免許等について	<p>① 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第5条第1項に規定する労働者派遣事業者の許可を受けている者であること。</p> <p>② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと。</p> <p>③ 会社更生法又は民事再生法の適用を申請した者にあつては、それぞれの法に基づく裁判所からの更生又は再生計画認可決定がされていること。</p> <p>④ 破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。</p>
提出書類	<p>①労働者派遣公募型プロポーザル参加資格審査申請書</p> <p>②企画提案書</p> <p>③労働者派遣実績一覧</p> <p>④印鑑証明書・・・法務局が発行するもの（コピー可。）</p> <p>⑤委任状（委任しない場合は不要）</p> <p>⑥納税証明書（完納証明書。コピー可。）</p> <p>※本店等の委任が必要な場合があります。</p> <p>国 税・・・全社必要。※証明書の様式はその3の3</p> <p>岡山県税・・・岡山県内に本社又は支店等を有する場合に必要。</p> <p>※証明書の様式は「県徴収金等の滞納がないこと」用</p> <p>倉敷市税・・・倉敷市内に本社又は支店等を有する場合に必要。</p> <p>⑦労働者派遣事業許可証の写し</p> <p>⑧プライバシーマーク（Pマーク）の認定証等の写し（受けていない場合は不要）</p>

3 プロポーザル実施スケジュール

<p>説明会への出席表明 (※プロポーザル参加には 説明会の出席が必須条件 となります。)</p>	<p>受付期間：令和7年7月1日（火）から7月8日（火）まで 受付時間：8時30分から17時15分まで 受付場所：倉敷市総務部人事課（本庁舎4階） TEL 086-426-3141 FAX 086-421-2400 ※ 受付期間内に、窓口、TEL、FAX いずれかにて、会社名・連絡先・ 参加人数（2名まで）をお知らせください。 ※ 説明会当日の参加受付はできません。</p>
<p>説明会の実施</p>	<p>開催日時：令和7年7月9日（水）14時から1時間程度 開催場所：倉敷市役所本庁舎高層棟7階701会議室</p>
<p>募集要領等における 質問及び回答</p>	<p>質問期間：令和7年7月9日（水）から7月11日（金）まで 受付時間：説明会終了後から7月11日（金）17時15分まで 受付場所：倉敷市総務部人事課 FAX 086-421-2400 回 答 日：令和7年7月14日（月） ※ FAXにより質問してください。FAXにより回答します。</p>
<p>参加資格審査申請書 及び企画提案書等の提出</p>	<p>受付期間：令和7年7月16日（水）から7月29日（火）まで （ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 受付時間：8時30分から17時15分まで 受付場所：倉敷市総務部人事課（本庁舎4階）※持参に限る。</p>
<p>参加資格審査結果通知 及びヒアリング実施の案内</p>	<p>通 知：令和7年7月31日（木） ※ FAXにより通知します。</p>
<p>ヒアリングの実施</p>	<p>開催日時：令和7年8月5日（火） ※時間は、ヒアリング実施の案内でお知らせします。 開催場所：倉敷市役所本庁舎低層棟2階研修室 所要時間：企画提案書に基づく説明20分以内、質疑応答15分 程 度 出 席 者：各会社2名以内とする。 説明資料：提出した企画提案書以外は使用できない。</p>
<p>優先交渉権者の通知</p>	<p>通 知：令和7年8月中旬頃</p>

4 優先交渉権者の決定方法

- (1) 選定委員会委員により採点し、最高点の者を優先交渉権者とします。(300点満点)
- (2) ヒアリングの結果、得点が最低基準点(満点300点の6割)を下回る申込者については、優先交渉権者選定の対象外とします。また、全申込者の得点が最低基準点を下回る場合は本プロポーザルを不調とし、再度公募型プロポーザルを実施する場合があります。
- (3) 選考基準については、以下の観点・内容から審査を行い、配点は下記のとおりです。

① 見積価格(配点70点)

価格が適正であるか。

② 事業者の体制(配点20点)

市の担当者と密接に連絡が取れる体制や、派遣業務が継続的に円滑に実施できる体制となっているか。

③ 派遣労働者の質の確保(配点50点)

一般事務・各種作業等において、派遣労働者が仕様書に定めている「必要とされるスキル・実務経験」を満たしているかのチェック体制及び市への報告体制ができているか。

④ 依頼内容に応じた派遣労働者の選定・配置について(配点30点)

市が依頼する業務内容と派遣労働者の特性・スキルとが対応した選定・配置を行うことができる体制となっているか。「日雇派遣禁止の例外要件」、「離職後一年以内の労働者の派遣禁止」等についてのチェック体制ができているか。

⑤ 派遣労働者の安定的確保について(配点50点)

派遣労働者の賃金が適正なものであり、市が求める派遣依頼について、迅速に対応し、安定的に派遣労働者を確保できる体制となっているか。30日以内の短期契約にも対応できるように、日雇派遣の原則禁止の例外となる派遣労働者を確保しているか。

⑥ リスク管理及びトラブル発生時の対応(配点20点)

トラブル発生 of 未然防止のための措置及びトラブル発生時の対応など派遣業務が円滑に実施できる体制となっているか。

⑦ 個人情報保護及び秘密保持に関する対応(配点20点)

個人情報及び業務上知りえた秘密の漏えい防止に関する体制ができているか。

⑧ 派遣労働者の福利厚生・フォローアップ体制等(配点20点)

法令等を遵守した社会保険等の加入、派遣労働者へのフォローアップを行っているか。

⑨ 労働者派遣法の遵守と、今回の労働者派遣事業について重点的に取り組みたいと考えている事項、改善提案について（配点 20 点）

雇用安定措置やキャリアアップ措置など、派遣元事業主に求められる措置を遵守できているか。また、受託事業者として、専門的な知識や経験を生かした提案がされているか。

5 問合せ先

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市総務部人事課（監物^{けんもつ}・坂元^{さかもと}・高橋^{たかはし}）
TEL 086-426-3141 FAX 086-421-2400